3　危機関連保証
　危機関連保証とは、保険法第二条第六項の経済産業大臣が認める日から一年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）における申請に基づく同項の認定に基づき行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいうものとした。（第一五条関係）
4　適用除外
　特例中小企業者（保険法第二条第六項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため株式会社日本政策金融公庫法第一一条第二項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、保険法第二条第六項の認定を受けたものに限る。）に対して株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）が行う貸付けに係る債務の保証については、保険法第一五条の規定は、適用しないものとする等、所要の規定の整備を行うこととした。（第一九条関係）

二　株式会社商工組合中央金庫法（以下「金庫法」という。）の一部改正関係
1　株式
　商工組合中央金庫は、その発行する株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないものとする規定を削除することとした。（第四条関係）
2　議決権のある株式の株主の資格
　商工組合中央金庫の議決権のある株式の株主の資格を有する者から政府を除くこととした。（改正前第六条第一項第一号関係）
3　代表取締役等の選定等の決議
　商工組合中央金庫の代表取締役等の選定等の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする規定を削除することとした。（第一八条関係）
4　業務の範囲
㈠　商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、金庫法第二一条第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、政令で定める事由により融資対象団体等でなくなった者に対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができるものとした。（第二一条第三項第一〇号関係）
㈡　商工組合中央金庫の付随業務に、商工組合中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の商工組合中央金庫の営む金庫法第二一条第一項各号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務等を追加することとした。（第二一条第四項第二二号～第二五号関係）
5　金融機関との連携
　商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、その業務を行うに当たっては、銀行その他の金融機関と連携するよう努めるものとすることとした。（第二二条の二関係）
6　危機対応業務の実施の責務
　商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、株式会社日本政策金融公庫法第二条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う責務を有するものとした。（第二二条の三関係）
7　指定紛争解決機関との契約締結義務等
　商工組合中央金庫は、指定紛争解決機関（10の㈠の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）が存在する場合には、一の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置を、指定紛争解決機関が存在しない場合には、商工組合中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならないものとした。（第二二条の五関係）
8　商工組合中央金庫の子会社の範囲等
　商工組合中央金庫は、情報通信技術その他の技術を活用した商工組合中央金庫の営む金庫法第二一条第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは商工組合中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務等又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社等を子会社とすることができることとする等、所要の規定の整備を行うこととした。（第三九条関係）
9　商工組合中央金庫による議決権の取得等の制限
　商工組合中央金庫又はその子会社は、情報通信技術その他の技術を活用した商工組合中央金庫の営む金庫法第二一条第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは商工組合中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社等の議決権については、合算して、その基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することができることとする等、所要の規定の整備を行うこととした。（第四〇条第一項、第七項及び第八項関係）
10　指定紛争解決機関
㈠　主務大臣による紛争解決等業務を行う者の指定について所要の規定を設けることとした。（第六〇条の三五関係）
㈡　指定紛争解決機関は、紛争解決等業務に関する業務規程を定めなければならないものとした。（第六〇条の三六関係）
11　金庫法の廃止その他の必要な措置
　政府は、その保有する商工組合中央金庫の株式の全部を処分した後における商工組合中央金庫の特別準備金を含む自己資本の充実の状況、商工組合中央金庫の危機対応業務を含む事業の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、金庫法を廃止するための措置を講ずることができると認めるときは、直ちに当該措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

三　附則関係
1　この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めることとした。（附則第二条～第八条関係）
2　政府保有株式の処分
㈠　政府は、この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「第二号施行日」という。）の前日までの間において、できる限り速やかに、その保有する商工組合中央金庫の株式（以下「政府保有株式」という。）の全部を処分するよう努めるものとした。（附則第九条第一項関係）
㈡　政府は、政府保有株式の処分の状況を勘案し、公正な価格及び方法で政府保有株式の処分を行うため必要があると認めるときは、法制上の措置その他の所要の措置を講ずるものとした。（附則第九条第二項関係）
3　検討
㈠　政府は、第二号施行日から二年を経過する日までの間の適当な時期において、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫の事業の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一〇条第一項関係）
㈡　政府は、第二号施行日後適当な時期において、株式会社日本政策金融公庫法第一一条第二項に規定する指定金融機関に係る制度の運用の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該危機対応業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一〇条第二項関係）
4　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一一条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。